

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部・医務課

法令名	医療法施行規則		法令番号	昭和23年厚生省令第50号	
手続名	特定地域医療提供機関の指定		根拠条項	第80条	
審査基準	<p>1 救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣が厚生労働省告示第9号で定めるもののうち、医療計画（医療法第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。）において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、医療法第30条の4第2項第4号又は第5号の事業の確保について重要な役割を担う病院又は医療機関</p> <p>佐賀県保健医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、かつ、同計画において次の（1）～（4）に掲げるいずれかの医療機関として位置づけられているもの</p> <p>（1）がん診療連携拠点病院</p> <p>（2）脳卒中に対する、急性期の専門的医療を包括的に行う医療機関又は急性期の専門的医療を行う医療機関</p> <p>（3）心血管疾患に対する、急性期の専門的医療を包括的に行う医療機関又は急性期の専門的医療を行う医療機関</p> <p>（4）糖尿病に対する、専門治療や急性増悪時治療を行う基幹病院</p> <p>2 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所</p> <p>保健医療機関・保険薬局の施設基準において次の（1）又は（2）として届出が受理された病院又は診療所とする。</p> <p>（1）機能強化型在宅療養支援病院の単独型（支援病1）又は連携型（支援病2）</p> <p>（2）機能強化型在宅療養支援診療所の単独型（支援診1）又は連携型（支援診2）</p> <p>3 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所</p> <p>次の（1）～（4）に掲げるいずれかの病院又は診療所とする。</p> <p>（1）佐賀県保健医療計画において次のア又はイに掲げる医療機関として位置づけられているもの</p> <p>ア 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター又は地域周産期医療関連施設</p> <p>イ 小児中核病院又は小児地域医療センター</p> <p>（2）産科医療を提供する病院又は診療所</p> <p>（3）佐賀県精神科救急情報センターとして精神科救急医療を提供する病院又は診療所</p> <p>（4）その他、地域における医療の確保のために必要な機能を有するとして知事が必要と認めた病院又は診療所</p>				
	受付機関	医務課	処理機関	医務課	交付機関
			標準処理期間	申請のあった日の属する年度の3月末まで（ただし、12月末日を過ぎた申請は翌年度3月末まで）	目次No.
			標準経由期間	日	